

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和２年度 徳島地積測量図作成等業務（その２）
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 徳島河川国道事務所長 新宅 幸夫 徳島県徳島市上吉野町3-35
契 約 締 結 日	令和 ２ 年 ６ 月 ２ 日
契約の相手方の氏名及び住所	公益社団法人徳島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 徳島市出来島本町 2－4 2－5
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	¥ 2, 6 2 7, 8 4 5－
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	¥ 2, 6 2 7, 8 4 5－
随意契約によることとした理由	本業務は、公共用地の取得に伴う分筆登記、地積更正登記等の土地の表示登記を行うために必要となる地積測量図の作成等を行うものである。 地積測量図は土地の表示登記の中核となる書類であり、「不動産の表示に関する登記事務取扱要領」（平成２３年９月３０日付け徳島地方法務局長訓令第１０号、以下「要領」という。）第６条に作成方法が定められている。 要領第６条第１６項において「地積測量図に作成者として署名し、又は記名押印すべき者は、当該土地を調査し、及び測量した者とする。」と定められている。 従って、本業務の対象となる土地について地積測量図の作成を行える者は、当該土地の調査等を実施した上記の相手方に限定されるため、上記の相手方と地積測量図の作成及びこれに付随する諸業務について、会計法第２９条の３第４項により随意契約を締結しようとするものである。
備 考	